

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	高齢者の医療の確保に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美作市は、高齢者の医療の確保に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

岡山県美作市長

公表日

令和8年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者の医療の確保に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、医療給付に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び減額認定証発行等の事務を行っている。 高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ① 申請書や届出に関する確認 ② 保険料賦課の算定に必要な要件の情報確認 なお、これらの事務に関して、番号法及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	後期高齢者管理システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者管理ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表85項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115.117項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部市民保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 岡山県美作市美来1番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部市民保険課 岡山県美作市美来1番地
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の以下の留意事項を遵守している。 ・マイナンバーの取得は原則として申請者からの提供としていること。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、ユーザーIDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス権限の発効・失効を行うことで、アクセス権限の適切な管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I 関連情報 5-②所属長の役職名	市民課長 藤井千枝	課長	事後	
令和1年6月1日	IVリスク対策 各項目	—	各項目を追記	事後	
令和1年6月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 4-①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和2年5月1日	表紙 評価書名	高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務 基礎項目評価書	高齢者の医療の確保に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和2年5月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の制限	高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務	高齢者の医療の確保に関する事務	事後	
令和2年5月1日	I 1. ①事務の名称	高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務	高齢者の医療の確保に関する事務	事後	
令和2年5月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和元年6月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年5月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和元年6月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年5月1日	表紙 公表日	平成27年12月1日	令和2年5月1日	事後	
令和3年7月1日	表紙 公表日	令和2年5月1日	令和3年7月1日	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和4年3月11日	表紙 公表日	令和3年7月1日	令和4年3月11日	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 4-①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 4-②法令上の根拠	【情報提供】83項	【情報提供】80,83項	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 4-②法令上の根拠	【情報照会】未制定	【情報照会】43条の2の2	事後	
令和4年3月11日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年5月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	
令和4年3月11日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和4年3月11日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年5月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	
令和4年3月11日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	(接続しない(入手))	十分である	事後	
令和4年3月11日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	(接続しない(提供))	十分である	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 5-①部署名	市民部市民課	市民生活部市民保険課	事後	
令和7年5月7日	I 関連情報 7.請求先	総務部総務課 岡山県美作市栄町38番地2	総務部総務課 岡山県美作市美来1番地	事後	新庁舎移転に伴うもの
令和7年5月7日	I 関連情報 8.連絡先	市民部市民課 岡山県美作市栄町38番地2	市民生活部市民保険課 岡山県美作市美来1番地	事後	新庁舎移転に伴うもの
令和7年10月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年2月1日 時点	令和7年10月31日 時点	事後	
令和7年10月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年2月1日 時点	令和7年10月31日 時点	事後	
令和8年3月1日	表紙 公表日	令和4年3月11日	令和8年3月1日	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	—	十分である	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業判断の根拠	—	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の以下の留意事項を遵守している。 ・マイナンバーの取得は原則として申請者からの提供としていること。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス権限の発効・失効を行うことで、アクセス権限の適切な管理を行っている。	事前	
令和8年8月1日	表紙 公表日	令和8年3月1日	令和8年8月1日	事後	
令和8年8月1日	I 1. ②事務の概要	なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	法改正に伴うもの
令和8年8月1日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 59項 平成26年内閣府・総務省令第5号第46条	番号法第9条第1項 別表85項	事後	法改正に伴うもの
令和8年8月1日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】80,83項 【情報照会】82項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】未制定 【情報照会】43条の2の2	番号法及び番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115,117項	事後	法改正に伴うもの